

様式2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	山梨県産業政策部産業政策課
契約締結年月日	令和8年9月10日
契約者名	株式会社山梨中央銀行
契約名	中小企業価格転嫁促進事業業務委託
契約金額 (税込み)	96,118,000円
随意契約理由	本件は、県内の中小企業・小規模企業者の価格転嫁促進に向けて、スリーアップ認証企業に対して価格転嫁に特化したフォローアップを行う業務であり、中東情勢による影響を大きく受けた企業で、なおかつ価格転嫁の必要性が高い企業を対象として、価格交渉資料の作成を伴走的に支援する業務である。 本業務の遂行には、スリーアップ認証取得支援業務によって得た企業情報から、価格転嫁の必要性を判断する能力が必要であり、個社ごとの経営分析はスリーアップ認証取得支援業務で収集した情報を前提としなければ実施できない。 また、企業の実情に応じた伴走支援を全県的に展開できる体制として、商工会・商工会議所・県内金融機関の専門性を結集することが不可欠である。(商工会及び商工会議所は、地域密着型の経営支援を長年担い、地場企業の実情に精通している。県内金融機関は、企業の財務状況や経営課題を把握し、資金繰りや経営改善に関する助言を行うなど、金融面での支援に強みを有している。) これらの機関の専門性を統合し、県内全域で一体的な伴走支援を実施するには、各機関と既に連携体制を構築しており、県内全域に店舗と職員を有した体制が必要である。 上記のとおり、この業務は、スリーアップ認証取得支援業務において蓄積された個別企業ごとの情報及び支援履歴を前提として実施するものであり、当該情報及び知見を有しない者による履行は困難である。 (株)山梨中央銀行は、スリーアップ認証企業の認証取得支援業務を受託しており、全てのスリーアップ認証企業の情報及び支援履歴を把握している。 また、県内全域に支店網を有するとともに、県内金融機関との連携協定(地域金融力強化に向けた山梨県内金融機関の連携協定)を締結しており、地域横断的な支援を実施できる唯一の機関である。

	このため、本業務については（株）山梨中央銀行以外に合理的な代替事業者が存在せず、（株）山梨中央銀行のみが履行可能である。 以上より、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、「性質または目的が競争入札に適しないもの」であることから、随意契約とする。 また、同理由から同社以外が見積書を提出できないため、山梨県財務規則第 137 条第 3 項の「特別な理由」に該当することから、見積合わせを省略することとする。
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 山梨県財務規則第 137 条第 3 項